

下記に該当するものがありましたらお申し出ください

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当分の間、次の方は、
受診をお断りしていますので、体調が回復してから受診して下さい。

○ 受診をお断りする場合があります

- ① **風邪症状**が持続している方
- ② **受診時及び受診前7日間**以内に、
発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、
下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害
があった方
- ③ 下記のいずれかに合致する方のうち、**受診時に厚労省が示す
待機期間内の方**
 - 1) 諸外国への渡航歴がある方
 - 2) 新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者と認定された方(健康観察期間を含む)
- ④ **新型コロナウイルス感染後、厚労省の定める退院・療養の解除
基準を満たしていない方、及びその後の健康観察期間が
終了していない方**

○ 健康診断の受診延期を考慮していただく場合があります

- ⑤ **新型コロナウイルスに感染した方**
新型コロナウイルスに感染した場合、他者への感染の心配がなくなった後もしばらくの間
健診結果に異常がみられる可能性があります。**入院や療養の解除基準を満たし
体調が十分に回復してから受診**することを推奨します。
- ⑥ **新型コロナワクチンを接種した方**
接種後、3日以上経過してから受診することを推奨します。副反応が起きた方は、**体調が十分に
回復してから受診**することを推奨します。